

令和元年第2回区議会定例会 区長挨拶要旨

令和元年第2回区議会定例会の開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

今年度も2か月余りが経過いたしました。この間、区政は、区議会並びに区民の皆さまとの連携・協働により、順調に推移しております。深く感謝を申し上げます。

初めに、「新基本構想及び新基本計画の策定」についてです。

本区では、これまで「夢と誇りあるふるさと葛飾」の実現に向けて各種施策を推進してまいりました。現在の基本構想は平成2年4月に、基本計画は平成24年12月に策定したものです。基本構想の策定以降、バブル経済の崩壊やリーマンショック、特別区制度改革のほか、水害や大規模な地震の可能性の高まり、超高齢社会の到来、外国人住民登録の大幅な増加など本区を取り巻く状況も大きく変化しました。また、ICT技術の発展により区民のライフスタイルも大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、新基本構想及び新基本計画の策定に向け、庁内での検討を開始いたしました。

策定にあたりましては、「区民・事業者との協働」を念頭に、7月に学識経験者、公募区民、関係団体の代表者等による「葛飾区基本構想・基本計画策定委員会」を設置いたします。加えて、「区民と区長との意見交換会」、「区民モニター」など様々な場面を通じて区民や事業者の皆様と区の現状や課題を共有しつつ、未来の葛飾区の方向性や必要な施策について検討を進めます。

また、基本構想及び基本計画の検討内容につきましては、随時区議会にご報告し、皆さまのご意見をいただきながら、順次、検討を進めてまいります。

次に、今定例会に提案している「令和元年度（平成31年度）第一次補正予算案」についてです。

補正予算の主な項目は、消費増税対策として低所得者や子育て世帯に向けたプレミアム付商品券を発行するための経費や、待機児童解消のための私立保育所施設整備費助成を計上いたします。

そのほか、戸籍住民課に通訳スタッフを配置するなどの外国語対応の経費や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への葛飾区の実施計画として、区役所の議会棟南側

にミスト機能を備えたフラワーキャンパス等を設置する経費などを計上したところです。

以下、「夢と誇りあるふるさと葛飾」を実現するための「重点施策及び重点事業」について概略を申し上げます。

第一に「子どもが健やかに育つまちづくり」について申し上げます。

まず、「保育所の待機児童解消への取組み」についてです。

区は、現在「第二期子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めています。昨年度の「葛飾区子ども・子育て支援ニーズ調査」では、子育て環境の総合的な評価を聞いた設問で「良いと評価する割合」が 54.9%と、5年前に行なった前回の調査から大幅に増加しました。これは、待機児童解消を図るために、認可保育所等の量的整備を積極的に行ない保育施設の一次入所率を高めてきたことや、延長保育や子育てひろばなどの保育サービスの質と量を合わせて向上させてきたことなどによるものと考えています。

しかしながら、本年4月において 54 名の待機児童が発生しており、私が目指す一年を通して利用しやすい保育環境の実現には、保育施設のさらなる整備が必要です。

今年度も当初予算において私立認可保育所の整備等により 12 施設で 533 人の定員増を予定しておりましたが、今回これに加えて亀有四丁目に 60 人の認可保育所を整備することで協議が整ったことから、整備に係る経費を一次補正予算に計上いたしました。

今後も、定員構成の調整や地域の偏りを解消する取組みのほか、昨今求められている保育の質の向上など、一年を通して利用しやすい保育環境を実現してまいります。

次に、「産後ケア体制の整備」についてです。

産後の健康管理や授乳などに不安を抱える母子に対して、心身のケアや授乳指導、育児支援を行う産後ケア事業を 10 月から実施いたします。

具体的には、生後 4 カ月未満の乳児とその母親に対し、区内外の医療機関 2 か所で宿泊ケアを行うほか、授乳指導や子育ての相談を区内医療機関 8 か所で、デイケアとして産後の母体管理や生活相談等の個別指導を月 1 回ずつ青戸・金町保健センターでそれぞれ実施してまいります。

母子の状況に合わせて利用できるよう、妊娠届出時の「ゆりかご面接」や妊娠後期訪問、出産後の「こんにちは赤ちゃん訪問事業」など様々な機会を通じて周知します。

今後も安心して子育てができるよう、母子の状況に合わせた支援の充実を図ってまいります。

次に、「ICT機器を活用した授業の推進」についてです。

急速に発展する情報通信技術を積極的に活用しつつ、児童・生徒が主体的に考え、他者と協働しながら物事に取り組む姿勢を身に付けていくためには、「情報活用能力の育成」や「情報モラル教育」、児童・生徒一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばす教育が必要です。そのため、区では、昨年度末までに、区内全ての小・中学校に児童・生徒用タブレットPCを整備いたしました。これにより、各校の様々な授業においてデジタル教科書の活用や教材の提示が行われています。また、プログラミング教育においては、次年度から本格実施のため、東京都のプログラミング教育推進校として区内小学校2校が実践モデルとして、プログラミング教育の推進を図ってまいります。

また、今年度、夏季休業期間中には、小学校の各教室に大型提示装置を導入します。これにより、中学校と同様のICT環境が整うため、区内全ての小・中学校に整備したタブレットPCをさらに活用し、児童・生徒の「主体的・対話的で深い学び」を進めてまいります。

次に、「発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実事業」についてです。

発達上の課題を抱える児童・生徒に対応するため、本区では「特別支援教室」の設置を進めてまいりました。小学校では平成28年度から、中学校ではモデル事業を経て平成30年度から全校全学年で本格実施しています。

全校全学年での実施に伴い、特別支援教室への入室児童・生徒も増加傾向にあります。そのため、小学校は、今年4月から、巡回する指導教員の拠点となる学校を4校増やし、計11校といたしました。また、中学校においては、平成30年4月から4校へと拡充しています。

拠点とする学校を増やすことで、各校へ出向いて巡回指導を行う教員が巡回校ごとの教材や指導案の作成に、これまで以上に力を注ぐことができるため、一人ひとりの児童・生徒に対するよりきめ細やかな指導につながります。

加えて、知的障害がなく自閉症等の生徒を対象として、今年4月から、固定の自閉症・

情緒障害特別支援学級を高砂中学校に開設いたしました。

第二に「健康でともに支えあうまちづくり」について申し上げます。

まず、「葛飾区手話及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」についてです。

この条例は、障害のある人が手話や障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用しやすい生活環境を構築することで、障害の有無にかかわらず、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として制定したもので、4月1日から施行しました。

これに合わせて福祉総合窓口で職員の声を高性能マイクで集音し、周波数の調整によりお客様側の小型スピーカーから聞き取りやすいクリアな音声を発する機器を導入し、円滑な情報の受け渡しと意思疎通を図ることができるようにいたしました。

引き続き、コミュニケーションの円滑化に効果が見込まれる方法や手段について検討してまいります。

次に、「残薬調整支援事業」についてです。

葛飾区薬剤師会等と調整を進めてまいりました、残薬調整支援事業が7月1日から始まります。この事業は、葛飾区薬剤師会の協力薬局が区民に「お薬バッグ」を予めお渡しし、通院時などに医師の処方箋と一緒に飲み残しの薬を「お薬バッグ」に入れて協力薬局に持参することで、薬剤師が服薬指導を行ない、残薬がある場合には減算調整をするものです。

今後は、葛飾区薬剤師会と協働して、この事業を広く区民へ周知し、適正な医薬品の使用を推進することで区民の健康を守り、かつ保険料の軽減や医療費の削減につなげてまいります。

次に、「受動喫煙対策の推進」についてです。

他人の喫煙により、たばこから発生した煙にさらされる受動喫煙は、健康に悪影響を及ぼすことが科学的に明らかになっています。区では、これまでも禁煙・分煙推進店の登録を推奨するなど、受動喫煙対策に取り組んでまいりました。

昨年の健康増進法の改正や東京都受動喫煙防止条例の制定により、令和2年4月以降は、多くの人が集まる施設内は、原則として屋内禁煙となります。

これを受け、区では今月から区民や対象となる施設の事業者からの問い合わせ等に対応する窓口を健康プラザかつしかに設置いたしました。また、区の施設についても7月から、原則として屋内禁煙とすることで準備を進めています。

引き続き、区民、事業者とともに受動喫煙対策に取り組んでまいります。

次に、「住宅セーフティネット」についてです。

平成29年10月から、改正住宅セーフティネット法に基づく、新たな制度がスタートしました。

主な内容として、第一に住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録と情報の提供、第二に登録住宅の改修や入居者への経済的な支援制度の創設、第三に地域における住宅相談や見守り等の居住支援となっております。

本区では、平成31年3月に不動産団体や居住支援団体と「葛飾区における居住支援に係る包括連携に関する協定」を締結したところですが、相互の情報の共有化や連携した具体的な支援策などの検討を進めるため、関係機関も含めた葛飾区居住支援協議会を設立することといたしました。

引き続き、誰もが安心して住み続けられる街をめざし、取り組みを進めてまいります。

第三に「安全・安心なまちづくり」について申し上げます。

まず、「災害対策本部機能の強化について」についてです。

昨年度に災害対策本部と災害拠点施設や協定団体等との連絡用に配備したIP無線機を本区と災害協定を締結している15自治体へも配備し、通信訓練を実施いたしました。

無線機の配備にあたっては、本区の職員がIP無線機を直接持参し、協定自治体の防災担当者への操作説明とあわせ、災害時の相互連携について意見交換を行ないました。

これまでも、災害協定自治体とは、葛飾区総合防災訓練への参加を毎年呼び掛けるとともに、各自治体の総合防災訓練にも本区から参加し、日頃から顔の見える関係づくりにも取り組んでおります。

今後とも、いつ起こるともわからない災害に対する情報連絡体制の強化に努めてまいります。

次に、「防災活動拠点の整備状況」についてです。

区では、これまで地域の人々が「自分たちのまちは、自分たちで守る」ことを目的に、消火・救助活動や被災時には地域の共助の要となる拠点施設として防災設備を備えた公園を整備してまいりました。

昨年の11月には「奥戸四丁目^{おち}落公園」、今年の3月と4月には「東新小岩二丁目かがやき公園」、そして、青戸六丁目さくら公園に隣接する「青戸七丁目共和公園」の3か所が開園いたしました。これにより区内の防災活動拠点は34か所になります。

それに合わせて、地元自治町会によって構成される管理運営委員会も発足しました。

今後も、防災活動拠点の整備を契機に、地元自治町会が防災訓練等で十分に活用することで、住民同士のきずなが深まり、地域の防災力が一層強化できるよう地域との協働を推進してまいります。

第四に「魅力と活力あふれるまちづくり」について申し上げます。

まず、「観光振興」についてです。

例年、6月初旬から実施している「葛飾菖蒲まつり」ですが、今年度は、花菖蒲が見頃となる時期に合わせて5月27日から6月16日の期間で開催しています。堀切菖蒲園と水元公園の両会場では、菖蒲まつり運営協議会・実行委員会をはじめとする地域の皆さまのご協力により様々なイベントが企画され、連日、区内外からの観光客で賑わいを見せております。

今年度は、6月7日～8日に堀切菖蒲園で昨年よりエリアを拡大してライトアップを実施し、光に照らし出された夜の花菖蒲の美しさをご鑑賞いただきます。また、水元公園会場でも、土日・祝日に公園内でのレンタサイクルを6月3日～7日の平日も実施し、本区の誇る花菖蒲の鑑賞と併せて、広大な園内のサイクリングをお楽しみいただいています。

次に、「農業振興」についてです。

都市農業における農地の役割は、農作物の供給はもとより、防災や環境保全等、多面的な機能を果たす必要があります。

本区では、東京都と連携し、区内の農地における防災機能の強化や地域や環境に配慮した基盤整備を進めるため、「都市農地保全プロジェクト助成事業」を実施するための経費を第一次補正予算案に計上いたしました。具体的には、農地を持つ方が、防災兼用農業用井戸の整備や土留めフェンスの設置などを行う場合に要する経費を支援するものです。

今後も、都市農業に関わる方々や区民の意見を聴きながら、都市農地の機能が十分に発揮できるような取組みを進め、本区の貴重なオープンスペースである農地の保全を図ってまいります。

次に、「商工振興」についてです。

例年、区民に好評の「プレミアム付商品券」については、今年度、さらに発行部数を拡大し、発行総額4億9千500万円、45,000セット発行します。加えて、1人あたりの購入限度を3セットから5セットに増やすことで、消費効果の更なる拡大を図ります。7月3日から区内16か所で、7月6日からは、さらに2か所を加えて引換え販売を開始いたします。

また、「低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券」についてですが、対象となるのは、生活保護受給者等を除く今年度の住民税非課税者及び平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主です。住民税非課税者には7月を目途に申請書類等を郵送し、申請に基づき9月頃に購入引換券を送付する予定です。子育て世帯主には、9月頃に直接、購入引換券を送付する予定としております。

これらの「プレミアム付商品券」を、より多くの皆さまにご利用いただき、地域における消費喚起につなげてまいります。

次に、「新小岩駅周辺の街づくり」についてです。

昨年6月24日にJR新小岩駅南北自由通路が暫定開通し、今年夏頃の完成を目途に工事を進めておりましたが、JR東日本による新小岩駅南口における駅ビル計画が予定されていることから、完成時期について現在、調整しているところです。引き続き、利用者にとって安全に安心して通行できるようJR東日本や関係機関と調整してまいります。また、北口及び南口駅前広場の改修整備につきましては、詳細設計が完了し、今年度より工事に着手いたします。

また、新小岩駅南口地区の街づくりにつきましては、平成26年に権利者が主体となった新小岩駅南口地区再開発推進協議会が設立され、再開発事業の勉強を進めてまいりましたが、このたび、再開発事業の実現に向けた具体的な検討を行うことを目的に、新小岩駅南口地区再開発準備組合が設立されました。今後は、地域の皆さまと協働して市街地再開発事業の実現に向け、積極的に取り組んでまいります。

次に、「金町駅周辺の街づくり」についてです。

金町駅南口の金町六丁目駅前地区は、昨年 12 月から建設工事に着手し、3 年後の竣工を目指して再開発事業が進められています。

また、金町駅北口の東金町一丁目西地区においては、今年度の都市計画決定を目指して、市街地再開発準備組合による具体的な計画の検討が進められており、区では同地区の再開発事業に対する支援を行います。特に、理科大学通りの歩道については、理科大学の開設や民間マンションの建設などにより、混雑が激しく、歩行空間の確保が急務となっています。そのため、今年の秋から金町駅北口自転車駐車場用地の一部を活用して、歩行空間の整備工事を開始し、駅前広場や理科大学通りの拡張についても検討を進めてまいります。

今後も、北口の交通基盤の整備や J R 金町駅周辺の安全性、利便性の向上など、金町駅を中心として地域全体がさらに発展することを目指し、地域の方々と協働して街づくりに取り組んでまいります。

次に、「立石駅周辺の街づくり」についてです。

立石駅南口東地区では、平成 25 年度に市街地再開発準備組合が設立され、これまで準備組合が主体となって合意形成を進め、機運の醸成に努めてきたところです。

区ではこれらの状況を踏まえ、市街地再開発事業の実施に向け、都市計画法に基づく手続きを進めてまいりました。

こうした中、5 月 21 日に開催された葛飾区都市計画審議会において、「立石駅南口東地区第一種市街地再開発事業の決定について」など関連する計画案が可決されたことを受けて、6 月 3 日に都市計画決定及び都市計画変更の告示を行いました。

今後も、立石駅南口西地区と協働しながら立石駅南口地区の一体的なまちづくりを進め、「立石らしい賑わいのあるまちづくり」や「安心・安全なまちづくり」の実現に向けて、引き続き、それぞれの準備組合と協働で取り組んでまいります。

次に、「国道 6 号拡幅にあわせた交差点の改良」についてです。

国土交通省が事業を進めている「国道 6 号の新宿拡幅事業」において、中川大橋から J R 新金貨物線手前までの下り線側の暫定拡幅整備が完了し、3 月 17 日には、都市計画道路補助第 276 号線との交差点が新設されました。また、3 月 24 日には、補助第 276 号線大

堰枿交差点の信号機切替えにより、これまで行くことができなかった中川橋方面へも直進できるようになりました。

これにより、水元方面から補助第 276 号線を南下する車が、亀有方面や都心方面に行きやすくなり、区北部地域にお住まいの方々の利便性が大きく向上いたしました。

区では今後も道路の整備を進め、より快適で利便性の高い道路ネットワークの形成に努めてまいります。

第五に「人にやさしく住みよいまちづくり」について申し上げます。

まず、「花いっぱいのもちづくり」についてです。

かつしか花いっぱいのもちづくり推進協議会が開発した「フラワーメリーゴーランド」が、この度、今年 9 月に開催されるラグビーワールドカップ 2019 日本大会の開会式の会場周辺に設置されることが決まりました。

また、先月には、葛飾区、パナソニック株式会社、かつしか花いっぱいのもちづくり推進協議会の 3 者で協定を締結し、それぞれのノウハウを持ち寄り、東京 2020 大会へ向けた夏の暑さ対策の研究をスタートしました。

今年の夏には、かつしか花いっぱいのもちづくり推進協議会の立体花壇の技術とパナソニック株式会社が開発中の最新のミスト技術とを融合した、ミストの出るフラワーキャンパス等を、区役所の議会棟南側に設置し、実証試験を行うほか、7 月 28 日には、「花いっぱいでおもてなし」をテーマに、東京 2020 大会の 1 年前を記念したカウントダウンイベントも開催いたします。

引き続き、区民や事業者との協働による「花いっぱいのもちづくり」を推進し、景観の向上と東京 2020 大会の開催に向けたおもてなしの気運の醸成を図ってまいります。

次に「ごみ減量」についてです。

区では、平成 23 年度に策定した「第 3 次葛飾区一般廃棄物処理基本計画」に基づき、区民・事業者との協働により発生抑制を最優先としたごみ減量を推進しているところです。

その結果として、平成 21 年度には 570g であった区民一人一日あたりの家庭ごみ量が、平成 30 年度には 494g まで減少しております。

今後、ごみ減量をより一層推進するとともに、「循環型社会による持続可能な社会」を目指して、令和 3 年度を始期とした「第 4 次葛飾区一般廃棄物処理基本計画」を策定いた

します。

策定に向けては、今年度から「葛飾区リサイクル清掃審議会」を設置して、計画の方向性についてご審議いただくほか、区議会や区民の意見を伺いながら進めてまいります。

最後に、「時代の変化に対応できる、迅速・柔軟な取組み」について申し上げます。

まず、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた取組み」についてです。

東京 2020 大会開催まであと 1 年あまりとなりました。東京 2020 大会の開催に向け、先にお話しした「花いっぱいでおもてなし」のほか「レッツ チャレンジ スポーツ」と題して、区民の皆さんが東京 2020 大会をより身近に感じていただけるようにオリンピック・パラリンピックの競技種目等の体験教室やシドニーオリンピック柔道 81 キロ級金メダリストの瀧本誠（たきもと まこと）さんによる講演会、東京 2020 大会展示ブースや聖火スタンプラリーなど、区民の誰もがスポーツを楽しみながらチャレンジできるカウントダウンイベントを 6 月 22 日・23 日に開催します。

そのほか、本庁舎 2 階の区民ホールでは、56 年前の東京オリンピック選手団のユニフォームや記念メダルを展示するなど、東京 2020 大会に向けて一層の気運醸成を図ってまいります。

また、7 月下旬から 8 月中旬にかけては、ブラインドサッカー日本代表による合宿を奥戸総合スポーツセンター陸上競技場において計 12 日間行ないます。東京 2020 大会でのメダル獲得を目指して、東京 2020 大会直前を想定した本番さながらのトレーニングを行なうこととなっています。ブラインドサッカー日本代表の活躍は、本区で障害者スポーツに関わる方々の励みになるとともに、これを契機に障害者スポーツへの理解が深まるなど、障害者スポーツの普及促進に大きく貢献するものと考えます。

今後も、区民が様々な場面で東京 2020 大会を実感できる機会を創出してまいります。

次に、「区民モニター制度」についてです。

今年度から、区が実施している施策や区が発信する情報等について、公募で募った区民モニターから、適時かつ具体的なお意見を収集する「区民モニター制度」を創設いたします。区民モニターから寄せられた意見は、区政への活用を図ることはもちろんのこと、この制度により、区民の声を積極的に聴き、施策の充実や区民サービスの向上につなげるこ

とのできる職員の育成にもつなげてまいります。

次に、「国際交流について」です。

北京市豊台区との交流は、平成4年11月12日に友好都市提携を結び、今年で27周年を迎えます。

昨年8月の就任後、初来訪となった、王力軍（わんりじゅん）区長を団長とする北京市豊台区政府友好訪問団の6名が、5月16日から19日の日程で来日しました。滞在中は、区・区議会による本議場での合同表敬訪問式をはじめ、葛飾清掃工場や葛飾にいじゅくみらい公園、柴又の観光施設などを視察されました。訪問団は、視察先に関連する分野にかかわらず、広く様々な行政分野において熱心に質問や意見交換を行うなど、両区の友情の絆を深め、区・区議会による歓迎に感謝して帰国されました。

今後も、豊台区をはじめとする友好都市・姉妹都市との交流を一層深めるとともに、区内で暮らす外国の方と互いの文化や習慣を理解しあい、共生できる地域社会づくりを進めてまいります。

以上、「夢と誇りあるふるさと葛飾」の実現に向けた主要事業の進捗状況を中心に申し上げます。

その他、今定例会にご提案を申し上げます案件につきましては、上程の折に主管者から詳細にわたりご説明いたしますので、よろしくご決定をいただきますようお願い申し上げます。まして、令和元年第2回区議会定例会の開催にあたりましての私の挨拶といたします。